

市長記者会見記録

日時：2018年5月16日（水）14時～14時54分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：市政一般

<内容>

《ヘイトスピーチ関係について①》

【司会】 それでは、ただいまより市長記者会見を始めます。本日の議題は、市政一般となっております。

早速、質疑に入りますが、進行につきましては、幹事者様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 つい今し方、ヘイトスピーチを許さない市民ネットワークの方たちが会見をされて、6月3日に教育文化会館で開催が予告されている講演会について、市の対応にちょっと不安があるというような声も上がっていて、実際そういう内容も含めた要望書を先般、市長も受け取っておられると思いますが、ガイドラインを策定してから、こういう案件としてはおそらく初めてなのかなと。おそらく、適正な運用に努めていくということも繰り返しおっしゃっておられますけれども、改めて適正な運用というのは一体どういう形で判断されていくのか、市長のお考えとしては、どういうふうに思っているかということをお聞かせいただければと思います。

【市長】 ガイドラインで示しているとおおり、言動要件かつ迷惑要件というものに明らかに抵触することで、不許可という判断に至った場合には、市として第三者委員会にかけていくということです。公の施設ですから、その原則許可とありますから、そこに明らかな、今申し上げた2つの要件が重なっているということになれば、そういった話になると思いますけれども、現時点では、その2つの要件には合致しないと思っていますので、そういった意味では、適切に運用されていると理解しています。

【幹事社】 一方で、こういった集会、市民団体の方が先ほどおっしゃっていますけれども、この集会がその適用にならないのであれば、もうガイドラインが適用される、不許可なりが適用される団体というのはほかにはないんじゃないかというような声も上がっていて、実際、ガイドラインを策定するに至った経緯を考えても、被害の未然防止ということを鑑みたとき、いわゆる事実的なことを鑑みたときに、それが枠は作ったけれども、魂が入らずみたいな、そんなものになりはしないかというような気もしなくはないんですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

【市長】 先ほども申しあげましたけれども、公の施設の利用については、基本的に誰であっても、どんな考えを持った人でも原則許可なわけです。そんな中で、2つの先ほど申しあげた要件に合致するというのであれば、当然不許可という判断、取り消しという判断もあるでしょうし、そういうことになれば、しっかりとそのガイドラインで示したフローに従ってやっていくということでもあります。そこをしっかりと運用しないと、適切に。要するに、許可事案を第三者委員会に回すというのはガイドラインの意図していることではないので、そういった意味で、皆さん、ガイドラインのことはご理解いただいていると思っています。

【幹事社】 わかりました。

私からは以上ですが、どうですか。

【幹事社】 幹事社からは以上ですので、各社どうぞ。

《日進町簡易宿泊所火災関連について①》

【記者】 明日で簡易宿泊所の火災から丸3年になります。3年を迎えた率直なご所感をお聞かせいただけますでしょうか。

【市長】 平成に入ってから最悪の火災で、死者を出してしまったということですから、その後の対応についてもまだ現在進行形で、建築基準法の話でありますとか、指導・是正をしているところもありますから、引き続きしっかりやっていくということと、やっぱりその規制したところだけでは済まない話というのはこれまでも申しあげてきたとおりです。やはり、1人1人のニーズにしっかりと寄り添って対応していくことが、転居支援もそうでありますけれども、これからも引き続きやっていかないと市民の皆さんの安全・安心は守れないと思っています。3年を迎えて終わったという話ではなくて、これからもまだ引き続いてやっていかなくちゃいけない課題というのはたくさんあると思いますので、二度とこのようなことが起きないように、これからも引き続き取り組んでいきたいと思っています。

【記者】 日進町一帯の簡易宿泊所に住んでいる、あそこは居住区域ではないですが、あそこで暮らしている、生活している人たちを、おっしゃられたように市の支援事業で退室する方が3年間で数字上半数以上いらっしゃるということなんですが、一方で、逆に退室できる方というのは、わりと健康状態も比較的良好な方から出ていくことになっていて、極端な話、トイレの介助が必要な高齢の方が、言い方はあれですけど、取り残される状況といいますか、という現象が起きているということをちょっと取材の過程で知りまして、そういった現状、今後そういうふうには、残らざるを得ないと言うとあれですけども、居場所としてあそこに残らざるを得ない人というか、そうい

う人たちへの支援というのは今後どのようにお考えでしょうか。

【市長】 これも言ってきたことですが、極めて福祉的な要素のアプローチがとても大事なので、例えば一緒にお住まいの方同士で助け合って、コミュニケーションがとれていて、そこが離ればなれになってしまうことがその方にとってものすごく厳しい状況に置かれてしまうというようなケースもあると伺っていたり、どういう対応がほんとうに望ましい姿なのかというのを、本当に1件1件取り組んでいかなければいけないし、取り組んできているという状況だと思います。

ですから、福祉の施設に行っていただくということも、それは選択肢の1つでありましょうし、それ以外のパターンというの、幾つものパターンというのを相談しながらやっていくということが何よりも大事なかなと思っています。

【記者】 相談しながらという相談先としては、例えばどのようなところをお考えでしょうか。

【市長】 それは制度のことはちゃんと入居している方たちに説明して、どういうオプションと言ったらあれですけれども、選択肢というのが可能なのかということですね。それは民間の住宅であり、いわゆる施設のなところであり、また違う形、グループホームだとか、いろいろなパターンがありますね。ですから、そういったところがその人の状況と、もっと相談しながらということになっていくかなと思っています。

【記者】 すいません。もう1点。日進町一帯で、一方で再開発というか、既存施設を活かしたまちづくりというのを進めていらっしゃるって、ゲストハウスですとかということもできてきていますが、今後も、あの方針をお進めになれるというようなイメージでしょうか。

【市長】 そうですね。それも今、簡易宿泊所を運営されている方たちといろいろな勉強会をさせていただいて、どういう地区をつくっていくのかということをやらせていただいておりますけれども、なかなか経営者ご自身もそれぞれ年齢だとか、置かれている状況というのも非常に違うので、これも複雑な方程式で解を見出していくような話になっているので、言いわけっぽい話ではないんですけど、ただ、今の住まわられている方とか、あるいは経営者の方とか、あるいは私たちの再生の考え方という、展開していくという考え方をかなり深く議論していかないとなかなか進まない課題だと思っています、そこはこれからちょっと力を入れてやっていきたいと思っています。

【記者】 ありがとうございます。

《ヘイトスピーチ関係について②》

【記者】 冒頭申されたヘイトスピーチに対するガイドラインの件なんですけれども、

公的施設が原則許可という建前はわかるんですけども、ガイドライン発表の時というのは、ヘイトスピーチが事前規制できるということも非常にキャッチな部分だったと思うんです。明らかに昨年12月とか、今までヘイトスピーチを繰り返している団体について、これは言動要件とかに反しないのでしょうか。

【市長】 現時点での情報収集の中では、例えば昨年12月の集会においても、いわゆる法務省が示しているような、参照に出ているようなことには当たらないだろうということです。ですから、そういう意味では、明らかに同じ団体が、法務省が示しているものに抵触して、ヘイトスピーチを明らかにやっているだろうということであれば、そういったところには当然不許可ということも考えられますし、それはもう1案件、1案件、全部が違ってくる話なので、そのあたりの情報収集というのは、今後、今日私が申し上げているのは現時点でのということでもありますから、今後、主催者団体からどういう情報発信がなされるのかというのもしっかり注視していきたいと思えますし、そういった要件が出てくれば、また判断にも、変更する可能性としては当然あるということです。

【記者】 繰り返し、川崎市のヘイトスピーチ対策に対して、いわゆる公然とこれ乗り越えてみせるという言動があるようです。いわゆる事前規制とか、市の行政ができることを平気で乗り越えてみせるという部分というのは、言葉としてはヘイトにはならないと思うのですけれども、いわゆる被害者、ヘイトスピーチ対象者から見ると、また市の公的施設でヘイト団体が繰り返し今後もやっていくんじゃないかという恐怖感を持っているようですけれども、そういうところは、行政としては、今回の件については、目は向けなくてもいいとお考えでしょうか。

【市長】 これは行政として、誰に対してでもしっかりと公平・公正な立場でなければならぬということでもありますから、そのあたりをしっかりと判断した上でこれまでもやってきていると思えますし、これからもそういう判断をしていきたいと思っています。

《災害救助法改正について》

【記者】 わかりました。あと、すいません。毎回聞いているような気がするんですけど、災害救助法改正、きのうも政令指定都市サミットでも決議されましたし、先週、閣議決定を受けて、一番反発している知事というのがどうも足元の神奈川県知事のようにして、今後、国会で成立した後、いわゆる希望する政令市に対して、国が県にいろいろ事情聴取をした上で災害救助、災害自治体として指定するという運びになるんですけれども、この神奈川県下、非常に認定されるまで、指定されるまでというのに

紆余曲折とか長期化が起こり得るのではないか。いわゆる知事として頑として反対だということを言い続けられると、政令市がせっかくやる気を見せているのに、それすら障害になってしまいかねない。これについては、今後どのように対応していかれるのか。

【市長】 昨日のアピールもそうですけれども、これは長年、政令指定都市の中で議論してきて、求めてきたことでありますので、まず法案がしっかり通ると、早期成立してもらおうということがすごく大事だと思っていて、その上で知事ともしっかりと話していかなければと思っています。この件で、事務的にはいろいろなことをやってきたと思いますけれど、私自身、知事とこの件についてだけを深く議論したというふうなことではないので、そういった意味では、横浜市長、相模原市長、私も含めてでありますけれども、知事としっかりとこの話はしないといけないなと思っていて、改正案が通ったら、しっかりとそのあたりの協議はしていきたいと思っています。

【記者】 今後、仮定の話で国会成立後の話になりますけれども、いわゆるこれは相模原、横浜と足並みをそろえるという考え方でよろしいでしょうか。

【市長】 そうだと思います。というか、それぞれあるんでしょうけれど、基本的にはやはり政令指定都市でやってきた話ですから、県内3市が同じ考えを持ってやっていると思いますので、当然知事と3政令市というのが対象になります。この話をほかの市長と議論するという話ではありませんが、私も個別にやることもあるでしょうし、3政令市でやりましょうかということも場合によってはあるのかもしれない。そういうことは必要なんじゃないかなと思っています。

《ヘイトスピーチ関係について③》

【記者】 冒頭のヘイトスピーチの件で、その団体が6月3日に開催する情報発信があるようで、市としては、いつまでに許可、不許可の、不許可を出すのであればいつまでに出す、そういうスケジュールはあるのでしょうか。

【市長】 いいえ。期限については決めているということではありません。

《日進町簡易宿泊所火災関連について②》

【記者】 もう1点、簡易宿泊所の件でお伺いします。前回のこの記者会見の場で、私としては、ホームレス等の方々に簡易宿泊所を市が勧めて入居させた後に火災が起きて、結果として簡易宿泊所の経営者の人たちは困っているという状況の中で、市の政策的な失敗があったのではないかとお伺いしました。

その時、市長が回答を保留されまして、報道担当を通じて経緯についての流れの説明をいただきました。結果として、その内容を私が理解するには、ホームレス等々が

一時的起居の場、起きる、居住する起居の場として、ホームレスの生活、ホームレス本人の意思に基づいて入居してもらったと。結果的には転居する人が、一時的起居から常態的な起居するアパートを探すことが起きないまま、ずっと居座ってというか、住み続けた後に火災が起きたと。その後、市が転居支援を進めて、そこに住む人たちはいなくなった。その後に、一部の簡易宿泊所の人から裁判が起こされる形になった。

裁判を起こそうとしている方と同意見では全くないんですけども、要は、簡易宿泊所の経営者においては、一定の収入が今後も継続的にあるとかなり期待しての経営がここ数年来続いている中で、やっぱりその宿泊所は違法行為が後からわかったから、転居する、させる、推し進めると言われた簡易宿泊所の側としては生活に困る。要は生活権の侵害になるという意見が出てくるというのは、もっともなことなんじゃないかなと思うんですけども、この一連の経緯や結果について、市には何らかの責任はないのでしょうか。

【市長】 まず、現状において、法令違反だとか、あるいは指導に値するところはまず是正していただくことが大前提の上で、簡易宿泊所を経営する、運営することになるのだと思います。そこを抜きにして、商売が成り立っているというのは、それはちょっと前提としておかしな話ですので、そこはまず安全性を考えて是正をしていただくということが一義的なところだと思います。

【記者】 入居を勧める前に、違法性があったというのは気づかなかったのでしょうか。

【市長】 入居する前ですか。

【記者】 本人の意思で入居したんでしょうけれども、簡易宿泊所に違法性があるというのは気づかなかったのでしょうか。

【市長】 簡易宿泊所自体に違法性があるのではなくて、いわゆる構造上だとか、建築基準法、あるいは消防法だとかの法令に、これは先日の火災があって、そこで改めて検査などに入ったときに違法性のところが見つかって、その時までには、要するに市として残念ながら、認知していなかったというところですね。建築基準法等に違反している、違反していないかは、それぞれの局で解釈も異なっていたということでもありますから、そこを合わせた時に、これでは安全性が担保できないということで、指導に当たっているということですから、まず、そこを是正していただく。ご商売の以前の話として、宿泊されている方の安全面というふうなのを守るというのはまず大前提になっているところだと思いますから、そこはぜひご理解をいただいて、しっかりと従っていただいているところというのが本当に大多数でございます。

【記者】 私の個人的な意見ですけれども、木造の三軒長屋といたら、多くのところで、あれは違法だよねと。町場で、違法なんじゃないかとかという話はよく平場の話である中で、簡易宿泊所の建物を見て違法だと思っていたりする外部の人というのは火災の以前からあったんじゃないかと思うんですけれども、そういうことを可能性として、ここまでは私の私見なんですけれども、火災が起きる前まで、市としてあれは違法な使い方をしているんじゃないかとは誰も思わなかったんでしょうか。思わなかったんでしょうけれども、何か不作為の作為のようなんですけど。

【市長】 そういった意味で、火災が起きたときにも申し上げたと思うのですが、そもそもこの法律を局が違うと解釈が違っているということ自体に大いなる反省があって、そこを自分の所管している法律に従って見れば、それはそうだよ、適法だよ。でも、幾つかを重ね合わせると、これはあれっというふうな話というのが庁内の中で連携できていなかったということは本当に大いなる反省で、そこについては、これまでもコメントしてきたとおり大変反省すべき事態だと思っています。

今後、それぞれの所管から見れば適法だったかもしれないけど、重ね合わせてみたらおかしかったということがないような行政をしていかなければならないとは思っております。

【記者】 わかりました。ありがとうございました。

【記者】 今の火災の関連で、リノベーションして、今、49棟あったうちの1軒だけゲストハウスとして、「日進月歩」というところがあります。市長もお伺いされたと思うんですけれども、実際にお伺いされて中も見られたと思います。率直にどのような感想を抱かれましたか、あそこの建物に対して。

【市長】 あの建物がこういうふうに変えることができるんだなというのにはびっくりしました。火災の件もそうですけども、簡易宿泊所の建物、あるいはそのエリア自体が非常にネガティブに見られるケースというのが非常に多かったと思いますが、ああいう形でリノベーションすることによって、また、若い層というか、違った層の人たちも入ってきて、今までの歴史もありながらも、また新しい踏み出し方というふうなのがこういうやり方があるのかというのを私自身も見させていただいて、ああいう事例が出てくることによって、他の簡易宿泊所を経営されている方たちへの好影響というふうなのが考えられるのではないかなという、いい事例だと思っています。

【記者】 取材を進めた中で、オーナーの吉崎さんにお話をちょっと聞いていまして、リノベーションされた物件というのがあの一帯でまずはあそことかunicoさんだけだと思うんですね。そのあたり、もっと仲間が欲しい、もっと若い人たちが、若い

お店がぼつぼつできたらうれしいと考えています。その中で市が進めるあそこのリノベーションの政策、まちづくりの政策があると思うんですけど、そこと絡めて、どのようにそういった動きを広げていきたいかと考えていますか。教えてください。

【市長】 リノベーションスクールをやったり、あのあたりでどういうふうに少しずつ変えていくか。一気に変えるというよりも、ちょっとずつ変えていくというのが、先ほども言ったように、それはオーナーさんの皆さん等の理解を得ながらどう進めていくかということ勉強会をやりながらなので、ワンブロック、ワンブロック、こういう方針でやっていきましょうねという理解は少しずつではありますけれども、深まってきていると思いますし、それに対して川崎市としても、しっかりとサポートしていきたいと思っています。

《ヘイトスピーチ関係について④》

【記者】 すいません。話が変わって、もう1点だけ。ヘイトの関連なんですけれども、去年12月の教文で行われた講演会の内容、ちょっと私は中に入っているいろいろお話を聞かせてもらったんですけども、ヘイトスピーチで誰が傷ついたかとか、そういったたぐいの発言が結構聞こえたと思うんですけども、その中で市の調査というのは、12月のことについてはどのような感じで進められているのですか。

【市長】 12月の話はインターネットのもので、私も一部でありますけども、拝見しています。担当者のところでは見ていると聞いていますし、それは全部見られる状態ですから、同様のものを私どもの職員で確認させていただいているところです。

【記者】 じゃ、中の言動というのは、一応全部確認はされているということですね。

【市長】 はい。

【記者】 かしこまりました。ありがとうございます。

【記者】 今の12月の集会の言動についてですけど、すいません。その前にちょっと確認ですけど、2つの要件については、現時点では該当するというふうな判断は出てないというようなことで、この先もその情報収集を含めて検討は続けていくということよろしいですね。

【市長】 そうですね。過去に行ったものについてはある意味、もう見えていますので、今後発信されるか、あるいは関係者の話というのは、今後もどういう方策かというのはいろいろあるでしょうけども、現時点でということなので、今後も情報収集は続けていくということです。

【記者】 その中の1つの判断材料として12月の集会があるわけですけども、先ほど市長がおっしゃった法務省が出している解釈の指針ですね。ここには確かに3つ

の類型が上げられていて、確かに12月の集会の講演の発言を見ると、あからさまな「絞め殺せ」とかという、その辺のはっきりわかるような、一発でアウトになるような発言は、彼らも注意していますから、それは確かにありませんでした。

ただ、法務省の指針でも書いてあるように、その3つの類型に形式的に当てはまるだけではなくて、大切なのは、要はその発言がどのような文脈でなされたのか、あるいはどういう状況でなされたのかということも考慮しなきゃいけないんだということがポイントとして書かれていますね。要は、差別扇動を繰り返してきた人が会を主催して発言するメッセージは、やはりそれはそういう効果を持って、そういうメッセージとして発信されるということに留意しなきゃいけないんだということがそこでも言われていることだと思うんですね。そういう意味では、おそらくインターネットの動画をそういう観点なしに、その3類型だけに当てはまるかどうかということでは、なかなかそこに引っかかってこないというか、それはやっぱり文脈、状況、その効果、そこをきっちり見なければいけないという意味では大変難しい、大変労力のかかる作業だと思うんです。

もっと言うと、あのインターネット、ユーチューブに上がっている動画のコメントを見れば、要は、あの動画を視聴した人たちがいろいろなコメントを寄せているわけですが、そこには在日コリアンに対して危害を加えると、加えるべきだというふうな、これこそまさにずばり3要件、3つの類型に当たるコメントなんか書き込まれている。つまり、あそこの講演全体の文脈というか、あそこから発信されるメッセージが差別を扇動しているわけです。つまり、ヘイトスピーチのと同じ効果をやはり発揮しているということ、客観的にそこに示されているわけですね。そういう意味では、いろいろな多角的な分析というのが必要で、そういった分析をまたこれからも続けていくのか、そこはどうですか。

【市長】 例えばちょっと例が正しいか、非常に私も発言に気をつけなくちゃいけないと思うんですが、例えば講演なんかでやった場合には、明らかに不特定多数の人たちに、その対象にしているものと、今回、確認させていただいておりますけれども、いわゆる不特定多数じゃなくて、特定の人たちに対するいわゆる勉強会というものでやると。そのことと、例えばインターネットで発信されるといっても、なかなかこれも難しい解釈だと思うんですけれども、いわゆる意思を持って入ってきて見に来ているということと講演の概念とちょっと違うんだらうと思うんですね。そういう意味では、あくまでも特定されたメンバーの中での勉強会なり、講演会なりというふうなのが許可しないということというのは成り立たないですね、要件として。ですから、現時点

でのというふうな判断でありますけども、その2つの要件というふうなのをいずれも満たしていないというか。

【記者】 判断に至っていないということですね。

【市長】 いわゆる不許可とする判断に至るところには全く引かかってこないということだと思っています。

【記者】 今おっしゃったインターネット、会議室の中での集会だということなんですけれど、やはりおっしゃったように、これはインターネットで発信をされているということが、やはりそこはきちんと見ないといけないと思うんです。要は、彼らはそういう扇動を広く広めていくことが目的ですから、必ずインターネットで発信をします。それは別にあそこのユーチューブのところにとどまっているだけでなく、動画は拡散され、コメントは拡散され、それは24時間、365日、世界に発信され続けているわけです。

やはりその重大性というか、だから、それが例えばデモで一瞬行われて、それで終わるというものとはまた性質が違う、より重大な人権侵害を起こしているということなので、これも法務省が実態調査をして、外国人住民調査という全国的な調査をして去年の3月に公表していますけれども、そこでやはりマイノリティーの在日外国人の人たちが別に好きでじゃなくて、ふだんインターネットを利用している中でそういうヘイトスピーチに触れてしまう、そのことによって、もうインターネットを見れなくなる、見たくなくなる、見れば傷つきますから、そこに被害が生じていて、傷つく被害が生じているのと同時に、そのインターネットを利用することができないという被害もまた生じているわけですね。だから、密室の中でとどまらない、彼らの集会というものは性質を持っているんだということをやっぱりきちんと見ないといけないと思うんです。

【市長】 ちょっと話の区分けが必要だと思うんですけれども、今回の施設利用を許可する、許可しないというふうな話と、それから、インターネットによっていろんな言動が出てくるという話というのは基本的には別の判断というか、許可する、許可しないのところとインターネットの話というのは全く、性質がちょっと違うと思うんですが。

【記者】 さっき言ったように。

【市長】 そこはそこで、インターネットの話は非常に属地的な話ではないので、まさに世界に広がっていく話なので、これはどういうふうにやっていくかというのは、国を挙げて本当にやらなくちゃいけないとは思いますが。

【記者】 彼らはそういう利用の仕方をするわけです。公共施設を使って会を開くことによって、公共施設でこういう会ができたんだ。こういう発信をするんだというふうに、まさにこの川崎の公共施設が彼らのヘイトの発信源に利用される。それはやはりヘイトスピーチ解消もそうですけれども、地方自治体の務めとしてそういうことは防がなきゃいけないということで、このガイドラインができていますね。だから、それはまさに合致する話だと思いますし。

【市長】 例えば、これはヘイトスピーチをやるんだというふうに、明らかにそういう蓋然性が高いということであれば、それに当たるような言動要件、迷惑要件というふうなのがあれば、そういう判断もあり得るんだと思います。しかし、そういうふうな現状の情報収集の中では、まだそういう状況ではありませんということが現時点の判断です。

【記者】 その判断ですよ。もっと言えば、これも彼が過去に川崎市だけでやってきたのだけを挙げています。去年の3月と7月に集会とデモをやって、去年の12月のことですが、いずれもこういう集会をやるんだというふうに、ああいう差別活動が続けてきた人物が発信をするだけで、それに賛同する人たちがそれにあおられて、そういう書き込みを彼のブログなんかにはもう100件以上、1つの記事に100件以上、わーっと書いているわけです。そういう意味では既に被害が生じているというふうなことが言えると思うんですね。

この講演にこれだけの人が賛同して、こういう人たちが川崎の教育文化会館に来るかもしれないというだけで、当事者の在日コリアンの人たちは恐怖を植えつけられ、また屈辱を感じ、侮蔑されという状況ですね。しかもそんな講演がある会場に、当日はもちろん足を近くに運べないですし、鉢合わせするかもしれないという恐れを持って、そういう被害が既に生じているんだということからして、これがこのまま許可をされればどうなるかということ、そういう観点からもやはり見ていく必要があるのではないかと思います。

【市長】 いずれにしても、現時点では、憲法や関係法令、それからガイドラインをしっかりと踏まえて、しっかりとこれからも判断していくということだと思います。

【記者】 そういう意味では、この間ももう既に彼らが会館の申し込みをしてから2週間以上たっておりますけれども、なかなか判断のつかない、いろんな情報も収集していかなければいけないでしょうし、それは別に12月のあの講演だけに限らないわけですから、そういう意味では非常に作業もまだまだいろいろ必要になってくると思いますし、その判断をつけるのが難しいというふうな状況にあるのかもしれない

れども、ガイドラインの中では、不許可、あるいは許可取り消し以外に、判断に迷う場合、判断がつかない場合についても第三者機関に意見を聴取するという仕組みになっていますね。そういうこともあり得るのかなと。

【市長】 私どもが作成したフローの中に、判断が迷った場合というふうなものがあるんですけども、それはガイドラインとしっかり照らし合わせていくと、判断に迷うというのは、私どもは不許可ということと判断すると、不許可と言ったことに対して迷った場合と。だから、許可か不許可で迷っていて第三者というふうな話ではなく、要するにガイドラインとフローをしっかりと読んでいただくと、不許可の判断をいたしますという前提があったとして、その時に本当に不許可でよろしいかと迷った場合に第三者委員会にかけられるということも想定しているということなんですね。

【記者】 それは何となくおかしな感じで、要は不許可か許可取り消しの場合は必ず第三者委員会の意見を聴取することになっているわけですから、そこで不許可が正しいかどうか迷った場合に第三者委員会にかけるといふ、その流れはダブっていて、わざわざそうであるならば、迷った場合というふうな項目を設定するのは仕組み上、何か。

【市長】 繰り返しになりますけども、公の施設は許可前提です。

【記者】 もちろん。

【市長】 ですから、許可は普通にしていけばストレートにすっと落ちていくんですけれども、不許可というふうなのは集会することの権利を著しく制限するということになりますので。

【記者】 だから、第三者機関ですね。

【市長】 そこは慎重にならなくちゃいけないと。そのことを不許可ということにする。でも、この情報収集の中で果たして大丈夫だろうかというふうなものが起きた場合には、それは第三者委員会にかけるといふふうなのは否定していないということです。

【記者】 ちょっと繰り返しになりますけど、不許可か許可取り消しの場合は必ず第三者機関に諮るわけですから。

【市長】 それは明らかに迷いもなく、はい、不許可と、どう考えても不許可というふうなものはストレートに第三者委員会ですね。

【記者】 そうです。

【市長】 ですけども、不許可という判断をするに至る段階に、要するに迷う、これで本当に条件は足りているかというふうなときに、第三者委員会にかけていくとい

うフローも選択肢としては一応あると。そういうフローというのはあくまでもすごく補足的な話でありますけれども。ですから、許可、不許可の話が、市が迷っているという話ではないんですね。そもそも許可ということですから。ですから、そうしないと非常におかしな話になっていくと思います。

要は、市が許可か不許可か判断しないということは想定しておりません。第三者委員会に許可か不許可をどうしましょうかと、こういうことを求めている性質の委員会でもありませんし、そういうガイドラインのつくりにもなっておりませんから。

【記者】 そう。その判断が正しいかどうかの意見を何う機関ですね。

【市長】 そうですね。

【記者】 そうすると、許可の判断が正しいかどうか迷って、第三者機関にかけるといってもないということですね。

【市長】 はい。というのは、許可前提ですし。

【記者】 もちろん。ただ、その補足的なルートではありますけれども、そこにかかる可能性というのもまだあるというか。

【市長】 それはあくまでも不許可にするということの前提に立った場合です。明らかに不許可というのと、要するに不許可という決定に対して、自分たちが不許可だという決定を下しているのだけれども、そのことに対して十分かどうかというものを迷った場合には、補足的にというものを想定しているということですよ。すごくそうじゃないとおかしな話ですよ。許可、不許可というものを自治体として判断しない。そんなつくりには全くなっていないし、そんなことは基本的にはあり得ない話だと思います。

【記者】 これから、今後も情報収集と分析みたいなのは。

【市長】 情報収集というのは、これからもいろんなもので発信されていく可能性がありますので、そういったところをしっかりと注視していきたいとは思っています。ですから、極端な言い方を言えば、主催者側がどのような発言をするかわかりませんが、そこで明らかに蓋然性が高まっているということであれば、いつでも不許可というふうな判断はあり得ます。

【記者】 これで最後にしますけど、過去のこれまでの言動については、その12月の集会以外に、ほかはどんなものをチェックされていますか。過去の言動について、12月の集会以外にどんなものを調べているんですか。

【市長】 さまざまなものでしょうけれども、具体的に何が何がというふうなことではありませんが、さまざま情報収集はこれからも行っていくということです。

【記者】 市長、先ほど動画を一部ご覧になられたということですけど、この先、全部チェックはされる予定は。

【市長】 私が全部、何かを全て見て判断するというのも、やはり組織上のにも非常におかしな話ですし、いろんな事案というのがありますから、1つの団体、1つのものだけを全部私が見て判断するというものではありませんので、そこは適宜必要に応じてやっていきたいと思っております。

【記者】 ありがとうございます。

《日進町簡易宿泊所火災関連について③》

【記者】 話が行ったり来たりで申しわけないんですけど、簡宿の話なんですけど、11人という結構な数の方が亡くなられて、今までも、明日も含めて、例えば追悼式とか慰霊式とか、そういったものは開催される予定がないということなんですけれども、そういったことの開催に対する必要性というものについて、市長はどうお考えでしょうか。それは例えば事件、火災の風化を防止するという意味とか、教訓を得るとかそういった観点で必要性について、どうお考えなのかというのを知りたいんです。

【市長】 確かに慰霊祭のようなものは計画しておりませんが、しかし、この節目に、先日も会議を開催しておりますが、しっかりとこのようなことが二度と起きないような体制づくりとその取組というのはたゆまずやっていくということが何よりも大事なのではないかと、二度と繰り返さないということが大事なのではないかなと思っておりますし、この教訓をしっかりと活かしていくということだと思います。

【記者】 その会議の開催をもって、風化させない。

【市長】 会議の開催というよりも、しっかりとそれぞれの今置かれている課題というふうなのは、個別案件で見ればそれぞれ違うんですが、しかし、何をやらなければならないのかということにはわかっていることですので、それについてしっかりと取組んでいくことが何よりも大事ですし、そのことがある意味、本当に残念ながら亡くなられてしまった方々へ対してのしっかりした責任だと思っております。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【市長】 どうぞ。

【記者】 ちょっと日程的なあれで、流動的で恐縮なんですけど、31日にワールドカップのサッカーの代表が正式に固まる予定で、午後ではないかと言われていたんですが、川崎の選手は今回、齋藤学選手も来たことでかなり候補に上がっていて、前回ACLとの日程の関係で、たしか空港の移動の時に発表だったんですけど、前々回はたしか川崎市として、間違ったらごめんなさい、壮行会をやっていらっしゃったと

思うんですけど、今回そのような壮行会的なことはご検討しているのかどうかだけちょっと教えていただいてもいいでしょうか。

【福田市長】 すいません。ちょっと私のところでそのような予定を今、聞いておりませんので、担当のところでどういう話になっているのかというのもまだ承知していません。

【記者】 わかりました。

【幹事社】 各社さん、いかがでしょうか。じゃ、すいません。ありがとうございます。

【司会】 以上をもちまして、市長会見を終了いたします。どうもありがとうございました。

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355